

治山事業実行に伴う留意事項について

治山事業を施工する際は、「治山林道必携」・「治山林道必携設計施工編補足資料（治山編）」や各種通知に基づき設計・積算を行っていますが、入札不調や地域事情等に応じた設計等が求められているところです。

このようなことから、既に周知した事項や新たな考え方を整理し、下記事項について取りまとめましたので、内容を十分確認の上、適切に実施をお願いします。

記

1 コンクリート谷止工等の均しコンクリートの施工について

岩盤や軟弱地盤の床掘基礎面における型枠設置について、現地状況に応じて**施工協議**により、均しコンクリートの施工を行えることとする。

○適用時期 令和7年3月1日以降に入札公告を行う工事から適用とし、施工協議内容に応じた経費を設計変更で計上できることとする。

「解説」

- ・基礎部が岩または軟弱土質（※ただし、地盤支持力確保されている場合）等により凹凸が顕著又は、型枠の固定が困難などの場合。
- ・施工基面より下部に設置（躯体に含めない）すること。
- ・コンクリート厚 $t = 5 \sim 10 \text{ cm}$ とする。
- ・幅・延長・形状は任意とする。
- ・写真等により各種出来形寸法が確認できること。
- ・受注者の任意により行う場合は、設計変更ではなく**施工承諾**とする。

以上